

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 阿久比町の農業の概況

阿久比町は、知多半島の中央部に位置し、名古屋市から南へ25km、従来から稲作を主体として農業生産が展開してきたが、昭和30年代後半より施設園芸、畜産の導入が図られてきた。今後は、特にこのような施設園芸において、高収益性の作目、作型を担い手を中心に導入して、地域として産地化を図ることとする。また、稲作を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、農地の賃借等において、その役割分担を図るとともに、耕種農家と畜産農家を有機的に結びつけ地域複合としての農業発展を目指す。

2 阿久比町の農業の現状及び見通し

阿久比町の農業構造については、名古屋大都市圏域内にあることから、他産業の就業機会に恵まれているため昭和40年代より兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加した。土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきた。しかし、近年になって兼業農家の高齢化や後継者不足による離農などにより農家数が減少や担い手不足から耕作放棄地が増えつつあり、機械更新時や世代交替時を機に農地の流動化や農地の利用集積の促進進む可能性が高まっている。これに歯止めをかけるため、新規就農者や町内で規模拡大を目指す担い手に対し、引き続き、遊休農地化する前に積極的に貸手、借手のマッチングを行うとともに、人・農地プラン及び地域計画に即して地域の実情にあった取組を進め、効率的・安定的な農業経営の確保・育成と、農用地の利用促進及び分散した農地の集約化を図る必要がある。

また、あいち知多農業協同組合及びその出資法人等による農業経営、農作業受託機能の活用や集落営農組織や農作業受託組織等を担い手として位置付けるとともに、地域と調和した適正な農地利用を前提として、中小・家族経営など多様な経営体による営農の継続に関する支援、地域のワンストップ窓口として県内8か所の各農林水産事務所農業改良普及課内に設置した農起業支援センター（以下「農起業支援センター」という。）及び農業大学校企画研修部就農企画科内に設置した農起業支援ステーション（以下「農起業支援ステーション」という。）を核とした新規参入者の確保・育成の取組により、地域農業の維持発展を図る。

3 農業経営の目標

阿久比町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、令和14年度の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体として基幹経営体を育成するとともに、すでに基幹経営体の水準に達している経営体についても更なる経営強化を推進していく。また、水田を有効活用し、飼料用米、WCS稲（※1）の生産により耕畜連携を図り、阿久比町を含めた知多地域内での需要と供給を高めていくことを目指していく。

具体的な経営の指標は、阿久比町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得、年間労働時間の水準を目標とし、当該基幹経営体が本町の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

また、新たに農業を営もうとする青年等についても、地域他産業従事者と概ね同等の年間総労働時間の水準を達成しつつ、露地野菜等で高収益が見込まれる作物の作付を行い、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ年間農業所得が確保できる農業経営を目指す青年等を確保・育成する。

(※1) W C S 稲 (Whole Crop Silage) とは、稲の米粒が完熟する前に、穂と茎葉を同時に刈取り、サイレージ (発酵) 化した粗飼料。

	年間農業所得	1人当たりの年間労働時間
効率的かつ安定的な農業経営の目標	主たる従事者1人当たり 概ね400万円 基幹経営体当たり 概ね800万円 ※基幹経営体 経営規模等から、他産業と比べて遜色ない所得を確保しうる効率的かつ安定的な農業経営体 (主たる従事者2人を想定) ※目標設定の考え方 賃金構造基本統計調査及び就労条件総合調査により算出。 他産業従事者生涯所得 (約1億9千万円) $\div 45$ 年間 (20歳から64歳) ≈ 400 万円	概ね1,800時間
新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の目標	主たる従事者1人当たり 概ね250万円程度 ※目標設定の考え方 賃金構造基本統計調査及び就労条件総合調査により算出。 他産業従事者新卒 (20歳から24歳) 給与所得 (1,200万円余) $\div 5$ 年間 ≈ 250 万円	概ね2,000時間

4 農業経営基盤強化の方策

阿久比町は、将来の阿久比町の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業、その他の措置を総合的に実施する。

まず、阿久比町は、担い手の確保・育成を推進するため、阿久比町農業委員会、あいち知

多農業協同組合、愛知用土地改良区、愛知県等の関係機関と連携をとりながら、集落段階における農業の将来展望とそれを担う農業者を明確にするため、徹底した話し合いを行う。さらに認定農業者、今後認定を受けようとする農業者、望ましい経営をめざす意欲的な農業者やその集団及びこれらの周辺農家に対して上記の関係機関が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう促すとともに、経営改善に向けた取組を実践している農業者に対して、経営診断の実施、導入が望ましい技術の提示等、重点的な指導及び研修を実施し、経営改善の着実な実行を促進する。

なお、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、規模拡大による経営発展を図ろうとする認定農業者、今後認定を受けようとする農業者、意欲的な農業者に対しては、農業委員会、農業協同組合、農業共済組合等がそれぞれ有する農業者情報や農地情報を共有し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全町的に展開して集団化・連担化した条件で担い手農業者に農用地が利用集積されるよう努める。

加えて、人・農地プラン及び地域計画により、支援した地域での話し合いの結果に基づき、地域の農地集積の主体となる中心経営体や将来の農地の姿を定め、担い手への農地集積・集約化を推進する。併せて遊休農地の発生抑制と再生をする。

農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理機構による農地中間管理事業等への移行が計画的に進むよう、また、人・農地プラン及び地域計画に定められた担い手への農地集積を実践するため地域全体で効率的かつ効果的な促進につながるよう農地中間事業の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、集落営農組織の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた基幹経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう集落に係る団体との役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成及び農用地の利用集積の方向性が具体化されていくよう関係機関・団体と協力しながら推進していく。

なお、認定農業者等の担い手不足が見込まれる地域においては、あいち知多農業協同組合、あいち知多農業協同組合の出資法人、集落営農組織等による農作業受託機能の強化を図るとともに、農家子弟を始め、Uターン者、定年帰農者、新規参入者（企業等を含む）など、意欲ある多様な担い手の就農を促進することにより地域農業の維持発展を図る。

集落営農組織については、地域の実情に応じて農用地利用改善団体を設立し、特定農業法人制度及び特定農業団体制度による法人化・組織化に向けた指導、助言を行う。

さらに、農地流動化による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進し、あいち知多農業協同組合農作業受託部会と連携を密にして、意欲的な農業経

営の規模拡大に資するよう努める。また併せて集約的な経営展開を助長するため、愛知県知多農林水産事務所農業改良普及課（以下「愛知県知多農業改良普及課」という。）の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人化を図る。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定の締結を通じた経営参画を促進するとともに、農業委員や農業協同組合の役員等の登用、人・農地プラン及び地域計画の検討等、地域農業の政策・方針決定の場への参画を促進し、女性農業者が一層活躍できる環境整備を進める。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度（認定農業者制度）については、本制度を阿久比町の農業を支える基幹的な担い手の望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、計画の実現に向けて、阿久比町農業委員会の支援による認定農業者への農用地利用集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとする。このため、計画の認定庁（国、県又は市町村）は、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ、認定期間の最終年（5年目）の農業者に対し、再認定を希望する場合には、専門家等を活用するよう促し、更なる経営改善のための分析と課題の把握を行い、必要な支援を行う。また青年等就農計画認定制度（認定新規就農者制度）に関しては毎年、その経営の更なる向上のため、当該計画の実践状況の把握、検証を行い、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ専門家等も活用しながら、的確な指導・助言と新たな計画作成の支援等を重点的に行うとともに、農地所有適格法人等の設立、運営指導の強化等を併せて推進する。

親元就農や第三者継承の場合は、農地等が次世代の担い手に確実に利用されるために、事業の計画的な継承が必要であり、経営分析や経営計画の作成、雇用に関する知識の向上などについて、中小企業診断士等専門家の派遣等を活用して経営改善を支援する。

新たに農業を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については阿久比町農業委員会やあいち知多農業協同組合、農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については愛知県知多農業改良普及課、あいち知多農業協同組合などが重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて、人・農地プラン及び地域計画に位置付けられる地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと促していく。

さらに、農業生産基盤整備事業等の実施にあたっては、当該実施地区において経営を展開している認定農業者や新たに農業を営もうとする青年等を始めとする新規就農者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

5 新規就農者の確保・育成目標

(1) 新規就農の現状

阿久比町の直近年の新規就農者数は1人であり、過去5年間の平均は2.4人であるが、

将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 農業経営の目標及び新規就農者の確保・育成目標

(1) に掲げる現状を踏まえ、本町は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を設定し、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

愛知県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新規就農者の確保目標年間200人を踏まえ、本町においては年間3人の新規就農者の確保を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本町の取組

第1の3に示したような農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため就農希望者に対して、農地については阿久比町農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については愛知県知多農業改良普及課やあいち知多農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、関係機関・団体等が密接に連携を図り、計画的な就農を支援する。また、新規就農者に対しては、町内専業農家で組織した阿久比町営農研究会への加入を促し、地域の組織活動への誘導を図り、地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと促していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に阿久比町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、阿久比町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

主要な営農類型は、主たる従事者2人による経営体を想定した「基幹経営体」及び参考として農業所得800万円を確保した基幹経営体が、更なる所得向上（目標所得約1,400万円）を目指すモデル「ステップアップ経営体」について示す。

[基幹経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
稲・飼料用 稲複合 従事者数 ・家族 2人	〈経営規模〉 水田 45ha 〈作付面積〉 水稻移植 15ha 水稻直播 8ha 稲WCS 6ha 飼料米 16ha	〈資本装備〉 ・トラクター(60ps) 3台 ・トラクター(90ps) 2台 ・田植機(8条) 2台 ・V溝播種機 AD10 1台 ・(自脱型)コンバイン 2台 ・フォークリフト 1台 ・乗用管理機 1台 ・2トントラック 1台 ・軽トラック 1台 ・ロータリー 3台 ・プロトキッスター 1台 ・ミキサー 1台 ・溝きり機 1台 ・畦塗り機 1台 ・ハロー 2台 ・ブームモア 1台 ・播種プラント 1台 ・アタッチメント等 1台 ・農業用倉庫 300㎡ ・育苗施設 1ライン	・管理会計の導入 (会計管理ソフト の導入) ・家族経営協定の 締結 ・法人化の検討、 就業規則の整備 ・労務管理(雇用 、人材育成等) の徹底(労務管 理ソフトの導入) ・圃場管理システ ムによる作業管 理	・家族経営協定 の締結に基づ く休日制の導 入
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・経営所得安定対策を活用(麦・大豆作の 栽培が困難な地域等に飼料用米等を導入) ・乾燥調製は農業協同組合の共同利用施設 に委託 ・飼料用米に対応した低コスト、多収生産 技術の導入 ・実需者ニーズに対応した生産 ・耕畜連携システムの構築		・稲WCS収穫調整は委託・本県 開発の不耕機V溝直播栽培技術の導入 ・移植・V溝直播の組合せによる作 業分散 ・早生品種導入による作期分散 ・V溝直播栽培による飼料用米の多 収・低コスト生産 ・スマート農業の導入による作業精 度の向上及び作業の効率化		

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
キャベツ 主体経営 従事者数 ・家族 2.0人	〈経営規模〉 畑 300a 〈作付面積〉 キャベツ タマネギ スイートコーン	〈資本装備〉 ・育苗ハウス 300㎡ ・作業場 100㎡ ・動力噴霧器 1台 ・トラクター(75ps) 1台 ・トラクター(27ps) 1台 ・トラック 1台 ・軽トラック 1台 ・移植機 1台 ・管理機 2台 ・運搬車 1台 ・ライムソーワ 1台 ・サブソイラー 1台 ・ロータリー 1台 ・ブームスプレーヤー 1台 ・製函機 1台 ・スプリンクラー 5セット ・アタッチメント 1台 ・施薬機 1台	・管理会計の導入 (会計管理ソフト の導入) ・家族経営協定の 締結 ・法人化の検討、 就業規則の整備 ・労務管理(雇用 、人材育成等) の徹底(労務管 理ソフトの導入)	・家族経営協定 の締結に基づ く休日制の導 入
		〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・播種作業の分業化と機械化の推進による省力化、大規模化 ・加工・業務用契約出荷による大規模化、収益安定 ・環境保全型技術の導入 ・連作障害対策の実施	・省力的で環境に配慮した施肥 ・全自動移植機、コンテナ出荷等による省力化 ・品種の選定と肥培管理の改善による加工 ・業務向け長期安定生産 ・堆肥等を利用した施肥改善	

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
施設トマト 専作	〈経営規模〉 施設 40 a	〈資本装備〉 ・ビニルハウス2棟 4,000㎡ ・作業場 50㎡ ・暖房機 4台 ・トラック 1台 ・軽トラック 1台 ・トラクター 1台 ・動力噴霧器 2台 ・管理機 1台 ・養液土耕栽培装置 2台 ・炭酸ガス発生装置 2台 ・環境モニタリング装置 2台	・管理会計の導入 (会計管理ソフト の導入) ・家族経営協定の 締結 ・労務管理(雇用 、人材育成等)の 徹底(労務管理ソ フトの導入)	・家族経営協定 の締結に基づ く休日制の導 入 ・雇用労働者の 安定確保
従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働 者 0.8人	〈作付面積〉 トマト 40 a			
	〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・新品種や革新技術の導入による品種・収量の向上 ・苗の生産及び選果・箱詰め作業の分業化 ・環境保全型技術の導入 ・消費者ニーズに合った品種の導入		・高幹高ハウスとハイワイヤー誘引 ・ICT、環境制御技術の高度化 ・養液栽培システムによる効率的給液管 理と省力化 ・IPM技術、GAP手法の導入	
施設イチゴ 専作	〈経営規模〉 施設 40 a	〈資本装備〉 ・ビニールハウス 4,000㎡ ・育苗ハウス 600㎡ ・高設培地システム 3,000㎡ ・空中採苗システム 600㎡ ・作業場 50㎡ ・炭酸ガス発生機 2台 ・環境モニタリング装置 2台 ・暖房機 2台 ・管理機 1台 ・予冷库 1台 ・動力噴霧器 1台 ・軽トラック 1台 ・1トントラック 1台 ・トラクター 1台 ・短日夜冷装置 一式 ・炭酸ガス防除機 1台	・管理会計の導入 (会計管理ソフト の導入) ・家族経営協定の 締結 ・法人化の検討、 就業規則の整備 ・労務管理(雇用 、人材育成等)の 徹底(労務管理ソ フトの導入)	・家族経営協定 の締結に基づ く休日制の導 入 ・雇用労働者の 安定確保
従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働 者 1.1人	〈作付面積〉 イチゴ 40 a			

<p>〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高設・土耕栽培の組合せによる（高品質・低コスト）生産の両立 ・多収良食味品種の作付けによる販売額の確保 ・育苗、出荷調整労力の削減による作付面積の拡大 ・多収品種の栽培技術向上と導入面積拡大 ・高設栽培の導入 ・IPM技術の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・安定育苗技術の導入、育苗の分業化（育苗時炭酸ガス防除の導入） ・短日夜冷処理による超促成栽培 ・通いコンテナの利用や出荷調整への雇用労力投入、パッキングセンター利用 ・環境制御技術の高度化 ・高設栽培における給液管理の適正化
--	---

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
施設花き 輪ギク	<p>〈経営規模〉</p> <p>施設 40 a</p> <p>〈作付面積〉</p> <p>キク 40 a</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硬質フィルムハウス 4,000㎡ ・自動防除機 4,000㎡ ・作業場 100㎡ ・温風暖房機 6台 ・カーテン装置 1式 ・かん水機装置 1式 ・動力噴霧器 1台 ・管理機 1台 ・トラック 2台 ・トラクター 1台 ・選花機 1台 ・結束機 1台 ・倉庫 1棟 ・ヒートポンプ 16台 ・炭酸ガス発生機 4台 ・環境モニタリング装置 4台 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理会計の導入（会計管理ソフトの導入） ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労務管理（雇用、人材育成等）の徹底（労務管理ソフトの導入） 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
<p>従事者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族 2.5人 ・雇用労働者 1.2人 	<p>〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要品目を絞り込み、大ロット・均一な生産と確実な業務筋への提供 ・ヒートポンプ等省エネ生産技術の導入 ・単位面積当たりの収益向上 ・蛍光灯・LED電照、環境整備及び変温管理による省エネ技術の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・出荷予測精度の向上 ・省力・耐暑性品種・低温開花性品種の導入 ・炭酸ガス施用、栽植密度の適正化、頭上かん水の実施 ・栽培管理のモニタリング 		

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
施設花き カーネーション	〈経営規模〉 施設 40a	〈資本装備〉 ・ガラス室 2,000㎡ ・ビニールハウス 2,000㎡ ・温風暖房機 1式 ・カーテン装置 1式 ・かん水装置 1式 ・動力噴霧器 1台 ・管理機 1台 ・土壌消毒器 1台 ・トラック 1台 ・環境モニタリング装置4台	・管理会計の導入 (会計管理ソフト の導入) ・家族経営協定の 締結 ・法人化の検討 就業規則の整備 ・労務管理(雇用 、人材育成等)の 徹底(労務管理ソ フトの導入)	・家族経営協定 の締結に基づ く休日制の導 入 ・雇用労働者の 安定確保
	〈作付面積〉 カーネーション 40a			
従事者数 ・家族 25人 ・雇用労働者 2人				
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・施設の集積による作業の効率化 ・灌水、防除の機械化				
施設花き 洋ラン	〈経営規模〉 施設 30a	〈資本装備〉 ・ガラス温室 1,000㎡ ・ビニールハウス 2,000㎡ ・ベンチ 3,000㎡ ・暖房機 3台 ・軽トラック 1台 ・トラック 1台 ・台車 3台 ・換気扇 6台	・管理会計の導入 (会計管理ソフト の導入) ・家族経営協定の 締結 ・法人化の検討 就業規則の整備 ・労務管理(雇用 、人材育成等)の 徹底(労務管理ソ フトの導入)	・家族経営協定 の締結に基づ く休日制の導 入 ・雇用労働者の 安定確保
	〈作付面積〉 30a			
従事者数 ・家族 25人 ・雇用労働者 2人				
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・用途・規格(贈答用、切り花出荷)や物日需 要に対応した生産販売 ・周年安定生産と作期拡張による回転率の向上 ・市場+直販+ネット販売といった多様な出荷 先の確保 ・オリジナル品種育成のための研究・開発の取 組				
・SNSなどを利用した営業活動や取引 ・輸入苗によるリレー栽培 ・ヒートポンプによる暖房、冷房 ・品質向上のための炭酸ガス施用及び加湿 ・大輪品種の3回転生産 ・日持ち性向上の取組 ・栽培管理のモニタリング				

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
施設花き 観葉植物	〈経営規模〉 施設 30 a	〈資本装備〉 ・ビニールハウス 3,000㎡ ・ベンチ 3,000㎡ ・温風暖房機 3台 ・軽トラック 1台 ・トラック 1台 ・台車 5台 ・ショベルローダ 1台 ・用土舎 1棟 ・農舎 1棟	・管理会計の導入 (会計管理ソフト の導入) ・家族経営協定の 締結 ・法人化の検討、 就業規則の整備 ・労務管理(雇用 、人材育成等)の 徹底(労務管理ソ フトの導入)	・家族経営協定 の締結に基づ く休日制の導 入 ・雇用労働者の 安定確保
従事者数 ・家族 3人	〈作付面積〉 観葉植物 30 a			
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・施設の集積による作業の効率化 ・JA花き集出荷場へ出荷し全国の市場へ輸送				
施設花き 鉢花	〈経営規模〉 施設 30 a	〈資本装備〉 ・ビニールハウス 3,000㎡ ・ベンチ 3,000㎡ ・温風暖房機 3台 ・軽トラック 1台 ・トラック 1台 ・台車 5台 ・ショベルローダ 1台 ・用土舎 1棟 ・農舎 1棟	・管理会計の導入 (会計管理ソフト の導入) ・家族経営協定の 締結 ・法人化の検討、 就業規則の整備 ・労務管理(雇用 、人材育成等)の 徹底(労務管理ソ フトの導入)	・家族経営協定 の締結に基づ く休日制の導 入 ・雇用労働者の 安定確保
従事者数 ・家族 3人 ・雇用労働 者 36人	〈作付面積〉 鉢花 30 a			
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・施設の集積による作業の効率化 ・JA花き集出荷場へ出荷し全国の市場へ輸送				

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
果樹 ブドウ	<経営規模> ブドウ 120 a <作付面積> 露地 60 a 簡易被覆 60 a	<資本装備> ・ブドウ簡易ハウス 6,000㎡ ・直売所 1棟 ・運搬機 1台 ・軽トラック 1台 ・トラック 1台 ・トラクター 1台 ・スプリンクラー 1式 ・果樹棚 120 a ・スピードスプレーヤー 1台	・管理会計の導入 (会計管理ソフト の導入) ・販売、顧客管理 ソフトの導入 ・家族経営協定の 締結 ・法人化の検討、 就業規則の整備 ・労務管理(雇用 、人材育成等)の 徹底(労務管理ソ フトの導入)	・家族経営協定 の締結に基づ く休日制の導 入 ・雇用労働者の 安定確保
従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 0.1人	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・品揃えに配慮した品種の選定 ・付加価値商品の開発・販売 ・平行整枝短せん定の導入による、長期安定生産と省力化 ・不良系統の早期伐採と優良系統(フリー苗)への更新 ・優良品種の導入 ・鳥獣害対策による被害防止			
酪農	<飼養頭数> 乳牛 50頭	<資本装備> ・牛舎 2棟 ・飼料用倉庫 1棟 ・ふん乾燥ハウス 1棟 ・堆肥舎 1棟 ・乳牛(購入) 25頭 ・乳牛(自家育成) 25頭 ・パイプライン 1機 ・糞尿攪拌機 1機 ・バルククーラー 1台 ・給餌機 1機 ・ホイローダ 1台 ・ダンプトラック 1台	・管理会計の導入 (会計管理ソフト の導入) ・家族経営協定の 締結 ・コンプライア ンスの徹底(家畜 伝染病予防法、 牛トレーサビリ ティ法、家畜排 せつ物法等) ・法人化の検討、 就業規則の整備	・家族経営協定 の締結に基づ く休日制の導 入 ・ヘルパー利用 ・労務管理(雇 用、人材育成 等)の徹底(労 務管理ソフトの 導入) ・計数管理の実 施
従事者数 ・家族 2人 ・雇用労働者 0.1人				

	(導入が望ましい経営形態及び生産管理等) ・自家育成や預託システムによる後継牛確保 ・地域産粗飼料や飼料用米の利用 ・装置化による省力化 ・乳牛の長命連産化 ・性別別精液の利用による計画的な後継牛確保 ・黒毛和種受精卵移植による付加価値生産 ・初妊牛は導入、F1子牛生産 ・つなぎ飼養、分離給与 ・個体管理による精密管理 ・暑熱対策による生産の安定化 ・衛生管理の徹底 ・良品質堆肥の生産
--	--

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
肉牛 従事者数 ・家族 2人 ・雇用労働者 0.5人	<飼養頭数> 肉牛 200頭	<資本装備> ・牛舎 2棟 ・小牛舎 1棟 ・倉庫 1棟 ・堆肥舎 1棟 ・自動給餌機 3機 ・ホイールローダ 1台 ・ダンプトラック 1台 ・トラクター 1台 ・テグダーレーキ 1台 ・ロールバレーラ 1台	・管理会計の導入 (会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・コンプライアンスの徹底(家畜伝染病予防法、牛トレーサビリティ法、家畜排せつ物法等)	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入
	(導入が望ましい経営形態及び生産管理等) ・個体管理による精密管理 ・衛生管理の徹底 ・良品質堆肥の生産 ・国産稲ワラや飼料用米の利用 ・交雑種肥育			

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
採卵鶏 従事者数 ・家族 2.5人	〈飼養羽数〉 採卵鶏 1万羽	〈資本装備〉 ・成鶏舎・施設 2棟 ・育成舎・施設 1棟 ・中大スウ舎・施設 1棟 ・集卵庫・倉庫 1棟 ・洗卵選別機 1台 ・自動販売機 10台 ・ワゴン車 1台 ・軽トラック 1台 ・鶏ふん発酵施設 1式 ・ショベルローダ 1台 ・鶏ふん袋詰機 1台	・管理会計の導入 (会計管理ソフト の導入) ・販売、顧客管理 ソフトの導入 ・計数管理の実施 ・家族経営協定の 締結 ・コンプライア ンスの徹底(家畜 伝染病予防法、 牛トレーサビリ ティ法、家畜排 せつ物法等) ・法人化の検討、 就業規則の整備	・家族経営協定 の締結に基づ く休日制の導 入
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・小商圏での生販一体高収益型経営 ・品揃えを優先した品種構成 ・衛生管理の徹底		・飼料用米の利用 ・良品質増肥の生産		

〈ステップアップ経営体〉

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
稲・麦・ 大豆・飼料 用稲複合 従事者数 ・経営者 1人 ・家族 (給与) 1人 ・雇用労働 者 2人	〈経営規模〉 水田 70ha 〈作付面積〉 水稻移植 18ha 水稻直播 18ha 麦 5ha 大豆 5ha 稲WCS 6ha 飼料米 18ha	〈資本装備〉 ・トラクター 5台 ・田植機 1台 ・V溝播種機AD10 1台 ・コンバイン 3台 ・乗用管理機 2台 ・フォークリフト 1台 ・トラック 2台 ・ドリルシーダー 1台 ・大豆播種機 1台 ・マアプレッダー 1台 ・ブロードキャスター 1台 ・フォークリフト 1台 ・ロータリー 3台 ・溝堀機(転作用) 2台 ・サブソイラ 1台 ・カルチ 1台 ・畔塗り機 1台 ・ハロー 3台 ・ブームモアー 2台 ・バーチカルハロー 2台 ・レベラー 1台 ・播種プラント 1台 ・軽トラック、アタッチメント等 1台 ・稲WCS収穫機 1台 ・ラッピングマシン 1台 ・小農具一式 1式 ・育苗施設 1式 ・農業用倉庫 1棟	・管理会計の導入 (会計管理ソフト の導入) ・労働力配分の適 正化 ・パソコンによる ほ場、作業管理 ・常用雇用者に対 する教育と責任 分担の明確化 ・短時間労働者の 労務管理 ・法人化、就業規 則の整備 ・社会保険等の加 入 ・コンプライア ンスの徹底	・家族経営協定 の締結に基づ く給料制、休 日制の導入 ・雇用労働者の 安定確保

<p>〈導入が望ましい経営形態及び生産管理〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策を活用（小麦・大豆・飼料用米により生産調整に対応） ・実需者ニーズに対応した生産 ・乾燥調製は農業協同組合の共同利用施設に委託 ・本県開発の不耕機V溝直播栽培技術の導入 ・品種及び移植・V溝直播の組合せによる作業分散 	<ul style="list-style-type: none"> ・小麦作における生育診断による収量・子実蛋白質含量の適正化 ・気象変動に対応できる安定生産技術の導入 ・早生品種導入による作期分散 ・麦・大豆作における基本技術の徹底 ・大豆作における播種期別栽培法の導入による生産安定 ・スマート農業の導入による作業精度の向上及び作業の効率化
--	---

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の状態様等
キャベツ 主体経営 従事者数 ・経営者 1人 ・家族 （給与） 1.5人 ・雇用労働者 1.5人	〈経営規模〉 畑 6.0ha 〈作付面積〉 キャベツ タマネギ スイートコーン ブロッコリー	〈資本装備〉 <ul style="list-style-type: none"> ・育苗ハウス 500㎡ ・作業場 180㎡ ・トラクター（90ps） 1台 ・トラクター（34ps） 1台 ・トラック 2台 ・軽トラック 2台 ・キャベツ移植機 1台 ・タマネギ移植機 1台 ・乗用管理機 1台 ・アタッチメント 1台 ・施薬機 2台 ・管理機 2台 ・動力噴霧器 1台 ・ロータリー 1台 ・サブソイラー 1台 ・ライムソワー 1台 ・ブームスプレーヤー 1台 ・運搬車 1台 ・スプリンクラー 10台 ・収穫台車 2台 ・製函機 1台 ・フォークリフト 1台 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理会計の導入（会計管理ソフトの導入） ・雇用労働力の周年活動 ・常用雇用者に対する教育と責任分担の明確化 ・短時間労働者の労務管理 ・法人化、就業規則の整備 ・社会保険等の加入 ・コンプライアンスの徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保

	<導入が望ましい 経営形態及び生産管理等> ・キャベツ、タマネギ、ブロッコリはセル苗で定植機利用 ・苗は播種したセルトレイを購入し、自家育苗 ・播種作業の分業化と機械化の推進による省力化、大規模化 ・加工・業務用契約出荷による大規模化、収益安定 ・環境保全型技術の導入 ・連作障害対策の実施 ・省力的で環境に配慮した施肥 ・全自動移植機、コンテナ出荷等による省力化 ・品種の選定と肥培管理の改善による加工・業務向け長期安定生産 ・堆肥等を利用した施肥改善			
施設イチゴ 専作 従事者数 ・経営者 1人 ・家族 (給与) 1.5人 ・雇用労働 者 48人	<経営規模> 施設 80 a <作付面積> イチゴ 80 a	<資本装備> ・ビニールハウス 8,000㎡ ・高設培地システム8,000㎡ ・育苗ハウス 1,000㎡ ・空中採苗システム1,000㎡ ・直売所兼作業場 1棟 ・軽トラック 3台 ・トラック 1台 ・炭酸ガス発生機 8台 ・短日夜冷装置 一式 ・暖房機 4台 ・動力噴霧器 2台 ・環境モニタリング装置 2台 ・管理機 1台 ・予冷库 1台 ・トラクター 1台 ・炭酸ガス防除機 1式	・管理会計の導入 (会計管理ソフトの導入) ・常用雇用者に対する教育と責任分担の明確化 ・短時間労働者の労務管理 ・法人化、就業規則の整備 ・社会保険等の加入 ・コンプライアンスの徹底	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
	<導入が望ましい 経営形態及び生産管理等> ・高設ベンチ栽培 ・イチゴ狩り 50%、直売 50% ・一部日夜冷で、作業及び作期分散 ・多収量食味品種の作付けによる販売額の確保 ・育苗、出荷調製労力の削減による作付面積の拡大 ・多収品種の栽培技術向上と導入面積拡大 ・安定育苗技術の導入、育苗の分業化 (育苗時炭酸ガス防除の導入)			

	<ul style="list-style-type: none"> ・短日夜冷処理による超促成栽培 ・IPM技術の導入 ・通いコンテナの利用や出荷調整への雇用労力投入、パッキングセンター利用 ・環境制御技術の高度化 ・高設栽培における給液管理の適正化
--	---

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
施設花き 輪ギク	<p>〈経営規模〉 施設 80 a</p> <p>〈作付面積〉 キク 80 a</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガラス温室 3,000㎡ ・硬質フィルムハウス 5,000㎡ ・作業場・倉庫 1棟 ・カーテン装置 1式 ・かん水装置 1式 ・自動防除機 1台 ・管理機 1台 ・軽トラック 1台 ・トラック 1台 ・トラクター 1台 ・冷蔵庫 1台 ・暖房機 1式 ・ヒートポンプ 1式 ・炭酸ガス発生機 1式 ・環境モニタリング装置 1式 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理会計の導入 (会計管理ソフトの導入) ・常用雇用者に対する教育と責任分担の明確化 ・短時間労働者の労務管理 ・法人化、就業規則の整備 ・社会保険等の加入 ・コンプライアンスの徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
<p>従事者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営者 1人 ・家族(給与) 1.5人 ・雇用労働者 3人 	<p>〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設を集積による作業の効率化 ・購入苗 ・養液土耕装置の導入による省力化、低コスト化 ・10a 当たり収量:120,000本 ・大ロット・均一な生産と確実な業務筋への提供 ・ヒートポンプ等省エネ生産技術の導入 ・単位面積当たりの収益向上 ・出荷予測精度の向上 ・蛍光灯・LED電照、環境制御及び変温管理による省エネ技術の導入 			

<ul style="list-style-type: none"> ・省力・耐暑性品種、低温開花性品種の導入 ・炭酸ガス施用、栽植密度の適正化、頭上かん水の実施 ・栽培管理のモニタリング

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
施設花き 洋ラン	<経営規模> 施設 70 a	<資本装備> <ul style="list-style-type: none"> ・ガラス温室 3,000㎡ ・ビニールハウス 4,000㎡ ・ベンチ 6,000㎡ ・暖房機 7台 ・軽トラック 1台 ・トラック 1台 ・台車 10台 ・換気扇 14台 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理会計の導入 (会計管理ソフトの導入) ・常用雇用者に対する教育と責任分担の明確化 ・短時間労働者の労務管理 ・法人化、就業規則の整備 ・社会保険等の加入 ・コンプライアンスの徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
従事者数 ・経営者 1人 ・家族(給与) 1.5人 ・雇用労働者 6人	<作付面積> 洋ラン 70 a			
(導入が望ましい経営形態及び生産管理等) <ul style="list-style-type: none"> ・洋ラン3品目による複合経営 ・少量多品種、高品質商品の生産 ・夏秋期山上げ栽培 ・JA花き集出荷場へ出荷し全国の市場へ輸送 ・自家交配品種による育苗費の低減と販売力の増加 ・用途・規格(贈答用、切り花出荷)や物日需要に対応した生産販売 ・周年安定生産と作期短縮による回転率の向上 ・市場+直販+ネット販売といった多様な出荷先の確保 ・オリジナル品種育成のための研究・開発の取組 ・SNSなどを利用した営業活動や取引 ・輸入苗によるリレー栽培 ・ヒートポンプによる暖房、冷房 ・品質向上のための炭酸ガス施用及び加湿 				

	<ul style="list-style-type: none"> ・大輪品種の3回転生産 ・日持ち性向上の取組 ・栽培管理のモニタリング
--	---

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
施設花き 観葉植物	<p><経営規模></p> <p>施設 80 a</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・硬質ビニールハウス 4,000㎡ ・ビニールハウス 4,000㎡ ・ベンチ 8,000㎡ ・温風暖房機 6台 ・軽トラック 2台 ・トラック 1台 ・台車 5台 ・フォークリフト 1台 ・ショベルローダ 1台 ・ブルーベンチ 20 a ・用土舎 2棟 ・農舎 1棟 ・ポットティングマシン 1台 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理会計の導入 (会計管理ソフトの導入) ・常用雇用者に対する教育と責任 分担の明確化 ・短時間労働者の 労務管理 ・法人化、就業規 則の整備 ・社会保険等の加 入 ・コンプライア ンスの徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の 締結に基づく 給料制、休 日制の導入 ・雇用労働者の 安定確保
<p>従事者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営者 1人 ・家族(給与) 2人 ・雇用労働者 6人 	<p><作付面積></p> <p>観葉植物 80 a</p>			
<p><導入が望ましい経営形態及び生産管理等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・JA花き集出荷場へ出荷し全国の市場へ輸送 ・寄せ植え商品を一部小売店へ直送 ・施設は年2回回転 ・自家育苗と輸入中間苗の利用 				

営農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経 営 管 理 の 方 法	農 業 従 事 の 態 様 等
酪農 従事者数 ・経営者 1人 ・家族 (給与) 1人 ・雇用労働 者 2人	〈飼養頭数〉 乳牛 80頭	〈資本装備〉 ・牛舎 2棟 ・飼料用倉庫 1棟 ・ふん乾燥ハウス 2棟 ・糞尿攪拌機 2機 ・発酵ハウス 1棟 ・堆肥舎 1棟 ・乳牛(購入) 80頭 ・哺乳ロボット 1機 ・ミルクングパーラ 8w ・バルククーラ 1台 ・TMRミキサー 1機 ・ホイローローダー 1台 ・ダンプトラック 1台	・管理会計の導入 (会計管理ソフト の導入) ・計数管理の実施 ・常用雇用者に対 する教育と責任 分担の明確化 ・短時間労働者の 労務管理 ・法人化、就業規 則の整備 ・社会保険等の加 入 ・コンプライアン スの徹底(家畜 伝染病予防法、 牛トレーサビリ ティ法、家畜排 せつ物法等)	・家族経営協定 の締結に基づ く給料制、休 日制の導入 ・雇用労働者の 安定確保 ・ヘルパー利用
	〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・初妊牛の導入、F1子牛生産 ・個体管理による精密管理 ・自家育成や預託システムによる後継牛確保 ・地域産粗飼料や飼料用米の利用 ・装置化による省力化 ・暑熱対策による生産の安定化		・衛生管理の徹底 ・良品質堆肥の生産 ・フリーストール飼養、TMR給与 ・乳牛の長命連産化 ・性別別精液の利用による計画的な後継牛確 保 ・黒毛和種受精卵移植による付加価値生産	

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
乳肉複合経営 従事者数 ・経営者 1人 ・家族 (給与) 1人 ・雇用労働者 0.5人	〈飼養頭数〉 乳牛 100頭 肉牛 173頭	〈資本装備〉 ・乳牛舎 1棟 ・子牛舎 1棟 ・飼料用倉庫 2棟 ・ふん乾燥ハウス 2棟 ・発酵ハウス 1棟 ・堆肥舎 1棟 ・ミルクングパーラ 8w ・バルククーラ 1台 ・ホイローダー 1台 ・ダンプトラック 1台 ・肉牛舎 2棟 ・自動給餌機 1機 ・TMRミキサー 1機	・管理会計の導入 (会計管理ソフトの導入) ・短時間労働者の 労務管理 ・法人化、就業規則の整備 ・社会保険等の加入 ・コンプライアンスの徹底(家畜伝染病予防法、牛トレーサビリティ法、家畜排せつ物法等)	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
<p>〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1頭当たり年間泌乳量 8,500kg ・初妊牛は導入、F1子牛生産 ・フリーストール飼養、TMR給与 ・個体管理による精密管理 ・自家育成や預託システムによる後継牛確保 ・地域産粗飼料や飼料用米、国産稲ワラの利用 ・装置化による省力化 ・乳牛の長命連産化 ・性別別精液の利用による計画的な後継牛確保 ・黒毛和種受精卵移植による付加価値生産 ・衛生管理の徹底 ・良品質堆肥の生産 ・交雑種肥育 				

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
採卵鶏 従事者数 ・経営者 1人 ・家族 (給与) 2人 ・雇用労働 者 2人	<飼養羽数> 採卵鶏 8万羽	<資本装備> ・成鶏舎・施設 2棟 ・集卵庫・倉庫 1棟 ・ファームパッカー 1式 ・2トントラック 1台 ・軽トラック 1台 ・ショベルローダ 1台 ・フォークリフト 1台 ・自動販売機 2台 ・鶏ふん発酵施設 3棟 ・鶏ふん袋詰機 1台	・管理会計の導入 (会計管理ソフト の導入) ・計数管理の実施 ・短時間労働者の 労務管理 ・法人化、就業規 則の整備 ・社会保険等の加 入 ・コンプライアン スの徹底(家畜 伝染病予防法、 家畜排せつ物法 等)	・家族経営協定 の締結に基づ く給料制、休 日制の導入 ・雇用労働者の 安定確保
(導入が望ましい経営形態及び生産管理等) ・衛生管理の徹底 ・小商圏での生販一体高収益型経営 ・品揃えを優先した品種構成		・飼料用米の利用・生産鶏卵は白玉 ・良品質堆肥の生産 ・鶏ふんは発酵処理し、問屋出荷		
養鶏経営 従事者数・ 経営者 1人 ・家族 (給与) 1人 ・雇用労働 者 3人	<飼養羽数> 鶏 13万羽	<資本装備> ・成鶏舎 2棟 ・育成舎 1棟 ・発酵乾燥ハウス 1棟 ・ダンプトラック 1台 ・軽トラック 1台 ・リフト 2台	・管理会計の導入 (会計管理ソフト の導入) ・計数管理の実施 ・短時間労働者の 労務管理 ・法人化、就業規 則の整備 ・社会保険等の加 入 ・コンプライアン スの徹底(家畜 伝染病予防法、 家畜排せつ物法 等)	・家族経営協定 の締結に基づ く給料制、休 日制の導入 ・雇用労働者の 安定確保

<導入が望ましい 経営形態及び生産管理等> ・ひなは初生ひなで、すべて購入 ・卵はすべて加工業者へ委託

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1の3に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、現に愛知県及び周辺地域で展開している優良事例を踏まえつつ、阿久比町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

<個別経営体>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
キャベツ 主体経営 従事者数 ・家族 1.0人	<経営規模> 畑 130 a <作付面積> キャベツ 130 a スイートコーン 60 a	<資本装備> ・作業場 100㎡ ・トラクター(25PS) 1台 ・全自動移植機 1台 ・ロータリ 1台 ・サブソイラ 1台 ・プラウ 1台 ・管理機 1台 ・動力噴霧器 1台 ・スプリンクラー 5セット ・収穫台車 1台 ・軽トラック 1台	・規模拡大を目指した経営分析の実施 ・省力機械の取得(中古含む)	・作業労力の分散 ・雇用の導入検討
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・連作障害対策の実施 ・JA共選共販体制に即した生産と販売を行う				

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
ナス専作 経営 (夏秋ナス)	<経営規模> 畑 20 a	<資本装備> ・作業場 30㎡ ・軽トラック 1台 ・管理機 1台 ・動力噴霧器 1台 ・灌水装置 1台 ・刈払機 1台 ・暴風ネット 30a ・トラクター(20PS) 1台	・規模拡大を目指 した経営分析の実 施 ・省力機械の取得 (中古含む)	・作業労力の分 散 ・雇用の導入
従事者数 ・家族 1.0人 ・雇用労働 者 0.3人	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・鳥獣害対策の実施 ・JA共選共販体制に即した生産と販売を行う			

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
ハクサイ・ スイカ 複合経営	<経営規模> 畑 80 a	<資本装備> ・育苗ビニールハウス 150㎡ ・動力噴霧器 1台 ・トラクター(25PS) 1台 ・軽トラック 1台 ・管理機 (8PS) 1台 ・リバーシブルプラウ 1台 ・サブソイラー 1台 ・ライムソー 1台 ・収穫台車 1台 ・スプリンクラー 1台	・規模拡大を目指 した経営分析の 実施 ・省力機械の取得 (中古含む)	・作業労力の分 散 ・雇用の導入検 討
従事者数 ・家族 1.0人 ・雇用労働 者 (短時間) 0.5人	<作付面積> ハクサイ 80 a スイカ 80 a			

<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・ 基本的栽培技術習得、品質向上 ・ 適期作業の励行 ・ 連作障害対策の実施 ・ JA共選共販体制に即した生産と販売を行う	・ 秋冬ハクサイ (11~12月どり) ・ トンネルスイカ (6~7月どり) ・ 秋冬ハクサイは紙ポット (ナウエル) 育苗、幼苗定植 (手植え) ・ スイカは自家育苗、接ぎ木栽培
--	---

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
ミニトマト 専作経営 従事者数 ・ 家族 1.0人 ・ 雇用労働者 (短時間) 0.2人	<経営規模> 畑 10 a <作付面積> ミニトマト 10 a	<資本装備> ・ ビニールハウス 1000㎡ ・ 作業場 50㎡ ・ 軽トラック 1台 ・ トラクター 1台 ・ 管理機 1台 ・ 温風暖房機 1台 ・ 動力噴霧器 1台 ・ ミニトマト選果機 1台 ・ 養液土耕装置 1台	・ 経営分析の実施	・ 作業労力の分散 ・ 雇用の導入
	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・ 栽培施設の取得 (中古を含む) ・ 基本的栽培技術習得、品質向上 ・ 適期作業の励行 ・ 連作障害対策の実施 ・ JA共選共販体制に即した生産と販売を行う		・ 促成長期作 ・ 出荷調製用の作業場 ・ 購入苗 (成苗)、選果機の利用・2本仕立て栽培による育苗費の削減 ・ 収穫ピークに雇用導入	
イチゴ 専作経営 従事者数 ・ 家族 1.0人 ・ 雇用労働者 0.2人	<経営規模> 畑 15 a <作付面積> イチゴ 15 a	<資本装備> ・ ビニールハウス (賃貸) 1,500㎡ ・ 高設培地システム 1,500㎡ ・ 育苗ハウス (賃貸) 250㎡ ・ 作業場 (賃貸) 20㎡ ・ 空中採苗システム 250㎡ ・ 暖房機 1台 ・ 炭酸ガス施用機 1台 ・ 予冷庫 1台	・ 規模拡大を目指した経営分析の実施 ・ 省力機械の取得 (中古含む)	・ 作業労力の分散 ・ 雇用の導入

		<ul style="list-style-type: none"> ・動力噴霧器 1台 ・軽トラック 1台 ・短日子冷装置 1式 		
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・連作障害対策の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・JA共選共販体制に即した生産と販売を行う 		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
イチジク 専作経営 (補完露地 野菜)	<経営規模> 畑 25 a <作付面積> 露地イチジク 15 a 施設イチジク10a	<資本装備> <ul style="list-style-type: none"> ・ハウス 1,000㎡ ・暖房機 1台 ・灌水用配管 1,500㎡ ・軽トラック 1台 ・動力噴霧器 1台 	<ul style="list-style-type: none"> ・規模拡大を目指した経営分析の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業労力の分散 ・雇用の導入
従事者数 ・家族 1.0人 ・雇用労働者 0.1人	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・連作障害対策の実施 ・JA共選共販体制に即した生産と販売を行う 			
モモ・ナシ 複合経営	<経営規模> 畑 80 a <作付面積> モモ 30 a 豊水・あきづき 20 a 新高・愛宕 30 a	<資本装備> <ul style="list-style-type: none"> ・ナシ棚 5,000㎡ ・夜蛾捕殺灯 8,000㎡ ・運搬機 1台 ・トラクター 1台 ・軽トラック 1台 ・作業場 100㎡ ・乗用モーター 1台 ・スピードスプレイヤー 1台 ・電動剪定バサミ 1台 ・スプリンクラー 1式 	<ul style="list-style-type: none"> ・規模拡大を目指した経営分析の実施 ・省力機械の取得(中古含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業労力の分散 ・雇用の導入
従事者数 ・家族 1.0人 ・雇用労働者 0.6人	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・連作障害対策の実施 ・JA共選共販体制に即した生産と販売を行う 			

	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的栽培技術習得、品質向上 ・ 適期作業の励行 ・ 連作障害対策の実施 ・ JA共選共販体制に即した生産と販売を行う
--	---

第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

1 農業を担う者（※1）の確保及び育成の考え方

本町において、農産物を安定的に生産し続けるためには、農業経営の継続・発展を目指す意欲的な経営体等の担い手を支援し、経営感覚に優れた基幹経営体、次代の基幹経営体を目指す新規就農者及び基幹経営体を支える青年農業者及び女性農業者等を確保し育成していく必要がある。

このため、第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する目標」に即して、基幹経営体や新規就農者が主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう重点的に支援する。また、新規就農希望者が町内の各地域で安心して就農し定着することが出来るよう、関係機関と連携して一貫した支援を実施する。

さらに、生産現場に必要な人材の確保に向け、関係機関との連携により、他産業退職者、高齢者、障害者等の多様な人材の活用を推進する。

加えて、生産現場の人手不足や生産性向上等の課題に対応し、基幹経営体等による農業生産を下支えする観点から、農作業を行う農業支援サービス（※2）事業体の利用等を支援する。

（※1）農業を担う者

認定農業者、認定新規就農者等の担い手や新たに就農しようとする青年等に限らず、①農業経営を営んでいる者、②雇用されて農業に従事している者、③新たに農業を始めようとする者、④委託を受けて農作業を行う事業を実施する者など、農産物の生産活動等に直接関わっている者

（※2）農業支援サービス

農産物の流通・販売に係るサービス（代理販売や共同出荷等）以外で不特定の農業者等に対して対価を得て提供するサービス（例：ドローン散布等の作業受託やデータ分析、農業機械のシェアリング、農業現場への人材供給等）

2 阿久比町が主体的に行う取組

- （1）農業を担う者を幅広く確保するため、ホームページ等を活用して積極的に情報発信する。
- （2）他産業と比べて遜色ない所得を確保しうる基幹経営体の育成に向けて、農業経営の継続

- ・発展を目指す意欲 ある経営体に対して、スマート農業等の高度な生産技術の確立や、農業支援サービスの利用等を支援することで、経営体の技術革新・経営革新を図る。また、試験研究機関・教育機関や農業団体・民間企業、中小企業診断士等の専門家と連携し、法人化や経営の多角化などの手法による経営改善を推進する。
- (3) 新規就農希望者に対して、農起業支援ステーション及び農起業支援センターにおいて、技術や経営知識の習得、就農支援制度の活用等に関する就農相談・情報提供を実施する。
- (4) 就農後は、経営状況等から支援の必要性を考慮し重点的な指導等の対象者を選定した上で、栽培技術・経営管理に関する指導や組織活動への参加誘導を行い、新規就農者の定着を進める。併せて、農業法人へ就職後、自営就農を目指す者に対して、経営管理能力の向上等を支援する。
- (5) 産地で担い手の確保・育成に取り組む農業塾等の活動を支援する。
- (6) 農業大学校において実践的な研修教育指導等を行う。

3 関係機関の連携・役割分担の考え方

農業経営・就農支援センターは、農業経営課、農業大学校、各農林水産事務所農業改良普及課、市町村、愛知県農業会議、愛知県農業振興基金（農地中間管理機構）、農業委員会、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等との緊密な連携をとった支援体制を構築する。

阿久比町は、新規就農希望者の受入について、阿久比町の関係者が連携した体制を構築するとともに、就農地の生活・住居等に関する情報の提供、定着する上での相談対応等のサポートを行う。

農業協同組合は、農業を担う者に対する作物ごとの営農技術等の指導を行うとともに、各種融資の相談をはじめ、経営支援や就農に関する相談に対応する。また、必要に応じて農業機械・施設の貸与等のサポートを行う。

愛知県農業会議、愛知県農業振興基金（農地中間管理機構）、阿久比町農業委員会は、農業を担う者からの農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あつせん等を行う。

株式会社日本政策金融公庫は、規模拡大・経営発展をしようとする農業者や経営を開始する認定新規就農者等からの相談に対応し、各種融資を活用した経営面でのアドバイスを行う。

4 新規就農希望者の受入及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

県及び阿久比町は、区域内の就農受入組織（協議会、農業協同組合等）と連携し、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収支のイメージ等、新規就農希望者が必要とする情報を「農業をはじめ.jp」に掲載する。

農起業支援ステーションは、新規就農希望者から相談があった場合には、相談内容に応じて必要な情報を提供し、就農予定地と作目が決まった新規就農希望者については農起業支援センターに紹介する。

農起業支援センターは、阿久比町やあいち知多農業協同組合等と連携して新規就農希望者

からの相談に対応する。また、新規就農希望者の研修状況や農業を担う者の定着状況等を、関係者と連携して随時把握する。

新規就農希望者及び農業を担う者に関する個人情報の収集については、本人から承諾を得て、関係機関で情報共有し、確保及び育成に必要な助言・指導を行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他の効率的かつ総合的な利用に関する目標

1 第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積及び集約化に関する目標は次のとおりである。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
60%	1 シェアの算定に当たっての分母とする農用地は耕地面積とする。 2 農用地の利用面積には農作業委託面積（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他作目については、耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を三作業以上実施している農作業受託面積を含む。）を含む。

(2) 農用地の集約化について

前号の農用地の利用の集積に関する農用地の利用関係の改善を図るため、利用権の設定等、愛知県農地中間管理機構による農地中間管理事業の実施、人・農地プラン及び地域計画に基づく地域の方針の検証・改善を通じて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し、分散する農用地の集約化を促進するものとする。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用集積に関する目標等を達成するため、阿久比町、阿久比町農業委員会、あいち知多農業協同組合等関係機関及び関係団体の役割分担と緊密な連携の下、今後、効率的かつ安定的な農業経営を目指す新規就農者を含めた地域の農用地の利用集積の対象者（農地の受け手）の状況等に依り、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、阿久比町は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果

的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、利用集積の進捗状況等を把握検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の中で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

阿久比町は、愛知県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた内容に則し、阿久比町の農業の地域特性である稲作、施設花きを主体とした単一経営を中心とする農業生産の展開や高齢化、兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

阿久比町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 農業経営改善計画・青年等就農計画認定制度の普及
- (2) 人・農地プラン及び地域計画による担い手への農地集積・集約化の推進
- (3) 農地中間管理事業の推進
- (4) 利用権の設定等の推進
- (5) 農用地利用改善事業の推進
- (6) 農作業受委託の推進
- (7) 遊休農地の発生抑制及び再生
- (8) 地域営農の推進
- (9) 農業従事者の確保の推進
- (10) 農業経営の円滑な継承の促進
- (11) 農業生産基盤整備事業の実施
- (12) その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、農地中間管理事業については、阿久比町全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い、集約化が図れるよう努めるものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権の設定等に関する事項

- (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人若しくは農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための

利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件の全て（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件の全て）を備えること。

- (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいると認められること。
- (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するための利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業施設用地（開発して農業施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用できることと認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定に関わらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する事業を行う農地中間管理機構、又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条で定める者を除

く。)は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等（農地法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等をいう。）のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者に限る。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合は、①の規定に関わらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権の設定を受けた土地の全てについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合の他、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 阿久比町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定を受ける者（地方公共団体、及び農地中間管理機構を除く。）から②のアからウの要件を判断するために必要な事項を記載した開発事業計画書を提出させる。

② 阿久比町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

① 阿久比町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 阿久比町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用

権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（5）要請及び申出

- ① 阿久比町農業委員会は、認定農業者等で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用集積計画の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、阿久比町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいるあいち知多農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において（4）の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

（6）農用地利用集積計画の作成

- ① 阿久比町は、（5）の①の規定による阿久比町農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 阿久比町は、（5）の②から③の規定による農用地利用改善団体、あいち知多農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合の他、利用権の設定を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、阿久比町は農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 阿久比町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（7）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。なお、⑥のイに

掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に、②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は、名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃借権又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号。以下、「規則」という。）第16条の2で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について阿久比町長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃借権又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

阿久比町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする者の全ての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで

足りるものとする。

(9) 公告

阿久比町は、阿久比町農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及び農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を阿久比町の掲示場への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

阿久比町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

阿久比町は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農地の利用状況の報告(規則第16条の2)があった場合は、その写しを阿久比町農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

阿久比町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は借賃又は対価の支払い等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、原則、当事者間の話し合いに基づき解決を図るものとする。ただし、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出があった場合には、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取り消し等

① 阿久比町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)による改正前の法(以下、「旧法」という。)法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等(農地法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等をいう。)のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認められるとき。

② 阿久比町は、農用地利用集積計画に定めるところにより利用権の設定を受けた者が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、阿久比町農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る全部又は賃貸借又は使用貸借による権利の設定に

係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定における公告があった農地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 阿久比町は、②の規定による取消しをしたときは、農地利用集積計画を取消した旨又は当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を阿久比町の掲示板への掲示により公告する。

④ 阿久比町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 阿久比町農業委員会は、②の規定による取り消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理機構の活用を図るものとする。阿久比町農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

阿久比町は、地域関係農業者等が自ら行う農用地の有効利用及び農業経営の改善のための取組を支援するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域は原則として集落の区域とするものとする。ただし、県営ほ場整備地区で各々に組織された営農委員会の活動区域もひとつの区域とする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に関する事項とする。

(4) 農用地利用規程の内容

農用地利用規程においては、次に掲げる事項及びその実施方法を定めるものとする。

- ① 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- ② 農用地利用改善事業の実施区域
- ③ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

- ④ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - ⑤ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - ⑥ その他必要な事項
- (5) 農用地利用規程の認定
- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものについては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知)参考様式第6-1号の認定申請書を阿久比町に提出して、農用地利用規定について阿久比町の認定を受けることができる。
 - ② 阿久比町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の④に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
 - ③ 阿久比町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を阿久比町の掲示場への掲示により公告する。
 - ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。
- (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定
- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営体を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下、「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
 - ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託

に関する事項

- ③ 阿久比町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申請があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

- ④ ②で規定する事項が定められている特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

① （５）の①の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

① 阿久比町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

- ② 阿久比町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、愛知県知多農業改良普及課、阿久比町農業委員会、あいち知多農業協同組合、愛知県農地中間管理機構（公益財団法人愛知県農業振興基金）等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

阿久比町は、次に掲げる事項について、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な環境の整備に協力するよう努めるものとする。

- (1) 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんへの協力
- (2) 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成支援
- (3) 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発支援
- (4) 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化への協力
- (5) 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進への協力
- (6) 農作業の受委託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定への協力

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

阿久比町は、効率的かつ安定的な経営を行う経営体を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な農業法人等での実践的研修、担い手としての女性の能力向上に向けた研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、効率的かつ安定的な経営を行う経営体に取り組む農業従事の態様等の改善に協力することとし、法人化による利潤を追求した企業経営に類した企業的経営体の育成や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備について支援に努めるものとする。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

第1に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携体制を整備し、次の取組を重点的に推進する。

- (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

① 受入環境の整備

阿久比町農業委員会、愛知県知多農業改良普及課、あいち知多農業協同組合などと連携しながら、適宜、就農希望者に対し就農相談会を開催し、町内で就農に向けた情報

(研修先、支援組織の紹介等)の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家、町内農業者で構成する阿久比町営農研究会と連携して、高度な知識、技術等を修得させるとともに、幅広い視野をもった地域農業の担い手として育成するための体制を整備する。

② 中長期的な取組

児童、生徒が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、生産者との交流の場を設ける等、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

阿久比町が主体となって、愛知県知多農業改良普及課、阿久比町農業委員会、あいち知多農業協同組合等と連携・協力し、就農前後のフォローアップの状況を共有しながら、巡回指導を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことが出来る仕組みをつくる。

② 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プラン及び地域計画の作成、更新時の地域の話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのため、阿久比町では町内農業者で構成する阿久比町営農研究会への参加を促し、地域の担い手との交流の機会を設ける。また、あいち知多農業協同組合の共選共販体制に即した生産と販売を通じ、生産物の販路の確保を支援する。

③ 経営力の向上に向けた支援

あいち知多農業協同組合などが運営する直売施設等への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修会等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

④ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プラン及び地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、新規就農者育成総合対策や青年等就農資金、強い農業・担い手育成総合支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら、経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き、農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については、県の農起業支援センター（愛知県知多農業改良普及課内に設置）、生産や経営に関する知識・技術の習得については、愛知県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては愛知県知多農業改良普及課、あいち知多農業協同組合、農業者で構成された阿久比町営農研究会等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構、あいち知多農業協同組合など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営の基盤強化を促進するための必要なその他の関連施策との連携

阿久比町は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ① 阿久比町は、農業生産基盤整備その他関連事業の促進を通じて、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。
- ② 阿久比町は、人・農地プラン及び地域計画に基づく地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努めるものとする。
- ③ 阿久比町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資するように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

阿久比町は、阿久比町農業委員会、愛知県知多農業改良普及課、あいち知多農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、令和14年度に向けて、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営を行う経営体の育成に資するための取組等について、関係機関と協議し、行動計画を策定する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を明確化し、関係者が一体となって効率的かつ安定的な経営を行う経営体の育成及びこれらへの農用地利用の集積を推進する。

② 農業委員会等の協力

阿久比町農業委員会、あいち知多農業協同組合及び土地改良区は、それぞれが農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、阿久比町は、このような協力関係の推進に配慮する。

第6 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4の規定により農地中間管理機構に指定された公益財団法人愛知県農業振興基金は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地の保有の合理化を促進するため、農業経営基盤強化促進法第7条第1号に規定する事業を行う。

1 農用地利用配分計画の提出等に関する事項

阿久比町は、これまで副業的経営体や高齢農家等から担い手へ農地の集積を図り、農業生産が維持・発展に努めてきた。一方で、担い手の経営農地が分散化していることにより農作業の負担が増大し、農地の効率的利用に課題が生じており、今後10年で高齢化による離農等がさらに進行することで、農地が大きく供給される一方で相続による農地所有者の分散化や遊休農地化が進行する恐れもある。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効利用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって農地の引き受け能力を高め、さらなる経営改善を目指していくことが極めて重要となっている。

このため、阿久比町及びあいち知多農業協同組合は農用地利用集積計画を定める場合

には、農用地等の保有及び利用に関する情報の提供、その他必要がある事項について協力し、次の項目について取り組むものとする。①担い手の確保・育成、担い手に対する農地の利用集積の公正かつ公平な取扱いをすること②地域農業及び担い手に関する情報や農地の各種情報を提供すること。③農地の出し手や受け手と的確にコミュニケーションを図ること。

2 実質化された人・農地プラン及び地域計画の作成

- (1) 阿久比町は、当該区域における農地中間管理事業の円滑な推進と地域との調和に配慮した農業の発展を図る観点から、適切と認める区域ごとに、当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者、当該区域における農業の将来の在り方及びそれに向けた農地中間管理事業の利用等に関する事項について、定期的に、農業者その他の当該区域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめ、公表するものとする。
- (2) 阿久比町は(1)で示した協議には、新たに就農しようとする者を含め、幅広く農業者等の参加を求めるように努めるとともに、協議の参加者に対し、農地に関する地図を活用して、地域における農業者の年齢構成及び農業後継者の確保の状況把握、その他協議の円滑な実施に努めるものとする。
- (3) 阿久比町農業委員会は、農地の保有及び利用の状況、農地の所有者の農業上の利用の意向その他の農地の効率的な利用に資する情報の提供、農業委員及び農地利用最適化推進委員の協議への出席その他協議の円滑な実施のために必要な協力を行うものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、令和5年9月26日から施行する。

別紙1（第5の1（1）関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する
場合に限る。））、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2
項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に
必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条の第2項第3号
に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場
合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその
開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・旧法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した
場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利
用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法
人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93
条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地
としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができ
ると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（3）土地改良法第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法
人又は農業近代化資金助成法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第
8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第5の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は5年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて5年とすることが相当でないとは認められる場合には、5年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた借賃情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもの で定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時にお</p>

① 存続期間(又は残存期間)	② 借賃の支払方法	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
	<p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に批准して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>		

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間(又は残存期間)	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは、「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

① 存続期間(又は残存期間)	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
	<p>業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>		

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>